

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

平成31年4月26日 午前 9時58分 開 議

出席委員

委員長	中根光男
副委員長	設楽健夫
委員	田谷文子
委員	櫻井繁行
委員	小倉博

欠席委員

なし

委員外議員

なし

出席説明者

市民部長	山内美則
保健福祉部長	寺田茂孝
生活環境課長	廣原正則
子ども家庭課長	幕内浩之
大塚児童館長	小池陽子

出席書記名

議会事務局 檜山宏美

議 事 日 程

平成31年4月26日（金曜日）午前 9時58分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例制定に向けた意見公募手続の実施について
- (2) 放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性調査の実施結果について
- (3) 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願
- (4) その他

3. 閉 会

開 議 午前 9時58分

○中根光男委員長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

それでは、書記を指名します。議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました会議次第のとおりであります。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速、本日の日程事項へ入ります。

初めに、かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例制定に向けた意見公募手続の実施についてを議題といたします。

説明を求めます。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

市民部、山内でございます。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中お時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、1つ目の案件、かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例制定に向けた意見公募手続の実施について、こちらの説明をさせていただきます。

本市では、これまで太陽光発電設備の設置を行う事業者に対しまして、県のガイドラインに基づきまして事業概要書の提出を求め、あらかじめ事前協議を行ってきたところでございます。

しかしながら、昨今、苦情やトラブル等がふえている状況にあることから、設置に係るルールの明確化を目的としまして条例制定の手続を進めております。今後パブリックコメントを予定しておりますので、その説明をさせていただきます。

詳細につきましては、生活環境課、廣原課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

生活環境課の廣原です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

案件名につきましては、かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例（案）ということでございます。

また、意見公募の趣旨としましては、標記のとおりでございますが、国では2012年7月から電力の固定価格買取制度が開始されまして、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が全国的に拡大しているところです。茨城県でも2017年4月に太陽光発電施設を設置しようとしている事業者に対し、市町村や地域の理解を得ながら施設の適正な設置と管理を促すため、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを作成しているところでございます。

市では、県のガイドラインに基づきまして、太陽光発電施設を設置しようとする事業者より事業概要書の提出を求めてまいりましたが、昨今、当該施設・設備に係る苦情やトラブルが増加傾向にあることから、設置に係るルールをより明確化する目的で当該条例の制定を進めております。

つきましては、計画の素案を市民の皆さんに公表し、意見を募集するものでございます。その辺の内容が趣旨となります。

また、公表資料につきましては、添付の資料でございまして、概要並びに条例（案）をもって公表するものでございます。これにつきましては、後に説明をさせていただきます。

閲覧場所につきましては、ホームページに公表の上、千代田庁舎では総務課、霞ヶ浦庁舎では生活環境課、中央出張所としております。

また、募集期間につきましては、2019年7月1日から7月19日までとし、予告は募集期間より2週間程度前に実施するものといたします。

意見募集の対象としましては、市内に在住、在勤、在学する者とします。

また、資料では入っておりませんが、意見公募手続に関する要綱では、それらのほか事案に対し利害関係を有する者の規定もあることから、それについても追記したいと思います。

提出方法としましては、直接持参、郵送、ファクス、メールで提出いただくものとします。

その後、意見を集約し、その回答とともに結果をホームページにて公表するものとします。

次に、概要について説明をいたします。

公表資料の条例（案）の1ページをごらんいただきたいと思います。

趣旨としましては、先ほどのとおりであり、昨今、当該設備に係る苦情やトラブルが増加傾向にあることから、現在県のガイドラインによって指導等を行ってききましたが、市において条例化することにより、ルール等を明確にすることを目的として当該条例の制定を図るものです。

概要について説明をいたしますと、太陽光発電設備の設置者及び管理者の責務等について明記しております。

設置者については、第4条におきまして、地域住民に対し、あらかじめ設置を計画している太陽光発電設備の説明を行い、設置及び運用に関する理解を得られるよう努めなければならないとしております。また、第7条と第8条については、設置しようとするときは、あらかじめ市長と協議をすることとしており、事前協議が終了したときは、工事の着手前までに太陽光発電設備の設置及び運用に関する計画書を提出しなければならないと規定しております。また、第11条には、設置に係る工事に着

手及び完了届についてを明記しており、第13条については、設備の増設及び移転の届け出について規定をしております。また、第14条には管理者の届け出について、第15条には運用の開始及び廃止の届け出について規定をしております。

出力が500キロワット以上、または5,000平方メートル以上の設置者については特定設置者としており、特定設置者は、第5条では、災害時及び廃止後の措置に充てる費用を計画的に積み立てることを規定しております。また、第10条では、運用等及び廃止後の措置に関わる協定の締結について規定をしております、また第16条では、地位の継承者についても協定を締結することと規定をしております。

また、設備の設置・管理を行わせるために置く者を管理者として第4条に規定をしております。

第3条では、市の責務として太陽光発電設備の状況を把握するように努め、その適正な設置及び管理について必要な措置を講ずることとしております。

また、第6条では、地域住民の責務としてこれらの施策に協力するよう努めることを規定しております。

次のページからは、条例（案）の原案をそのまま記載しております。内容については概要のとおりとなりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
設楽委員。

○設楽健夫委員

この条例まで短期間で大変でした。最初に、この条例と、あと先ほど話しました施行規則については、同時に発表ですか、それとも時間を置いてですか。その予定をお願いします。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

今後の予定でございますが、意見公募手続きにつきましては、先ほど申し上げたとおり7月1日から7月19日までを予定しております、その後、特に大きな意見がないようでしたら、9月の定例会には提出したいと考えております。施行日につきましては、9月に出せますと1月ぐらいの施行日になるかと思いますが、規則につきましては1月、やはり同時期に提出したいと考えております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

いや、どうぞ。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

説明があったように、今まで県のガイドラインに準じていたところが、うちの近くでもやはりトラブルがあって、一度課長にも相談をしたことがありました。やはり県のガイドラインだけではなくて、かすみがうら市独自のものを作成して対応していかなくてはいけないというところでの、今回の条例だと思っております。それで、近年、苦情が何件ぐらいあって、具体的にどのような内容があったのかとい

う点について、まずお聞きします。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

まず、苦情の内容でございますが、近隣の地権者等からの雑草の件であったり、雨水の放流の件などが上げられます。苦情件数につきましては、具体的にはちょっと何件と申し上げることはできませんが、今、資料が用意してございませぬが、設置するたびにそういったことは、近隣からちょっと心配する声がありまして、特に雨水等の放流等については、心配する声が上がっています。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

県のガイドラインと今回この概要を1ページつけていただいています、改めて県のガイドラインとかすみがうら市の独自のものの対比とは、どういったことが変わってくるのか、要点だけでも教えていただければと思いますが。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

まず、大きく改正と申しますか、ガイドラインから条例化することによって変わった点でございますけれども、これにつきましては、第5条に先ほど申し上げた費用の計画的な積み立て、また、第10条では、協定の締結でございます。これにつきましては、運用等や廃止後の措置等に関する件を協定に盛り込みまして、締結をいただくことがあります。これにつきましては、特定設置者として500キロワット以上、または事業計画が5,000平方メートル以上の事業者に対してでございます。

また、条例の中では、指導と公表ということで、第20条にございますけれども、必要な措置を行わない事業者に対しては、勧告または公表ができるということで規定をしております。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

おそらく、いろいろな土地柄、あとは住民感情が必ずあるので、設置をする段階でのトラブルが確かに多かったのかと思っています。その辺もしっかり対応をしていただいているところは非常にありがたいと思いますし、今後も多くのトラブル等も予想されると思いますから、その都度しっかりと対応していただければと思います。今後ともしっかりと取り組んでください。お願いします。

○中根光男委員長

ほかに、ございませぬか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと順番があるけれど、1つは、県とか、新聞でいろいろ報道されているところの環境規程があります。市が指定する場所について、設置をしてはならないという環境管理規程については、この条例及び施行規則では、どのような形で決めて、あるいは準備していく予定ですか。

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時13分

○中根光男委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

すみませんでした。これにつきましては事前協議がございまして、事前協議の段階で提出いただく概要書等を提出いただくこととなります。それにつきましては、各課にその辺の内容を提出してもらって、意見を求めることとしております。それによって、その場所が適するかであるとか、内容が設置しても問題ないかということをチェックする形で、事前協議を行ってから施工する形になっております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

県のガイドラインは、どういう記載になっていますか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

その点につきましては、県のガイドラインにおきましても、事業概要書の提出をいただいた際に各課とその内容についてチェックをしていただいて、それらをもとに、適合しているかどうかは、チェックをしている形になっております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それと先ほども説明がありましたが、3ページの第5条、災害時等に積立てがありました。西成井の発電所もそうですけれども、結局、土地改良区あるいは地権者との協議の中で出てきているのは、保険と補償金ですよね。保険と補償金という点については、補償金を事前に積み立て、何らかの事故対象というものがない場合においては、返還をするという項目ですが、西成井の場合もたしか保険ですよね。設置者が、保険に入るという形で対応して、土地改良区等と決着した経過があると思います。かすみがうら市の設置者の中で、保険及び補償金の事例についてはまとめてありますか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それについては、市についてまとめていない状況にはなっております。ただ、今回の条例につきましては、先ほど言ったように、第5条には災害時及び廃止後の措置に充てる費用を計画的に積み立てることとしておりまして、それについては、明記をしている状況でございます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この点については、施行規則の中でチェックといたしますか、年次ごとにやっぱり積立金を確認していく形でのフォローが必要だと思えます。実際、メガソーラーの場合については、やはり多く補償金及び保険の話が必ず出てきておりますから、その辺については施行規則なり、あるいは今後の運用の中で対応していくことについては、ちょっと検討をお願いしたいと思います。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

ありがとうございます。その辺につきましては、規則のほうでも積立て等について規定しております。撤去業者や建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積もりに基づいて積み立てを行うと、そういったことが望ましいとしておりまして、その見積もりの取得が困難である場合には、設置費用の5%程度を目安として積み立てをいただくような形になっております。

また、協定書の中では、積み立てを年に1回程度確認するといったことで協定しようと考えております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

地権者及び土地を貸し出す人の不安といたしますか、事業者そのものの倒産とか、あるいはその法人そのものが消滅してしまうといった場合に、どういう形でそのものを撤去、対応していくのかという不安が、やはりさまざまところで出されてきていますから、その辺についても具体的に、事前に行政としては、それを読み込んだ形で住民に対して、安心と安全という体制をとっていただきたいと思えます。これは要請です。

また、最近の傾向で、メガソーラーから小規模の分割設置に移ってきているような傾向があると自分は見えています。この分割設置については、最終的にはメガソーラー、20町歩とかいうソーラーとつながっていく可能性が十分にあります。この分割設置に対しては、行政としては、あるいは施行規則では、具体的にどういう形で対処していくかについては、検討されていますか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これまでの県のガイドラインにつきましては、50ワット以上のものについては、概要書を提出いただくような形になっておりました。今後は、この条例化することによりまして、事業用太陽光発電設備につきましては、10キロワット以上、全て提出いただくような形になります。分割であったとしても、全てこのような形で規定に基づいた提出をいただくような形になってきます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ということは、織り込み済みでそういうことも想定しながら準備をしていく、条例をつくられていると理解してよろしいですね。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

条例をもう少し読ませてもらいたいとは思っています。この罰則規定、先ほど勧告がありました。今までの事例を見ますと、この関係各課に対して、概要書がなくても工事を強行してしまうとか、あるいは先行して、道路とかあるいは伐採とかいうことを含めて工事してしまう事例を私も受けています。実際、事業の停止とか中止に至るまでの、あるいはモラトリアムではないですけれども、停止勧告を出すことができるというのは、この勧告の中に含まれていますか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それにつきましては、第19条及び第20条で指導、助言、勧告及び公表といった規定が含まれております。指導や助言または勧告ということで、それぞれ規定の運用等に提出をいただかなかつたりした場合には、勧告ができるとしておりますが、最終的にはその事業者を公表することができる規定しております。公表することによって、事業そのものが今後できなくなる可能性がございますので、停止に近い状態になってしまうのかと思っております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

例えば、雨排水の処理をめぐって土地改良区が、事業者に対して協議を申し入れてもそれに応じてこないとか、あるいはなかなか応じてこないことが、やはり発生しています。この勧告、公表ですか、施行規則の中では、やはり私の意見としては、停止といいますか、モラトリアム規定という形で、そういうものもやはり施行規則のところで、はっきり事業者に対してもうたっていく必要があるのかと思うけれども、その辺ちょっと検討もお願いしたいと思います。そういう実態が発生していますので、この辺については、より強い形で行政の指導力が発揮できるようにしておいていただければと思います。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

（発言する者あり）

○中根光男委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

すみません。現時点でこういう太陽光発電設備に対して設置をしたいという事実は、どのぐらいあるのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

県のガイドラインができてからの平成28年からの受け付け、事業概要書の受け付けになりますけれども、平成30年度までで30件の提出がございました。

○中根光男委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時26分

○中根光男委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性調査の実施結果についてを議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

お疲れさまです。

放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性調査の実施結果についてご説明いたします。

2月に行われました委員会でご説明しましたサウンディング型市場調査についてであります。

本市で全小学校区において実施しています18の放課後児童クラブの運営について、利用者へのサービスの充実と質の向上を図るため、民間活力の導入可能性や管理運営に関するアイデア等をお聞きするサウンディング型市場調査を実施しましたので、その結果について報告させていただきます。

内容について、子ども家庭課の幕内課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

子ども家庭課の幕内です。よろしく願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

放課後児童クラブのサービス向上に向けた民間活力の導入可能性に関するサウンディング型市場調査の実施結果（概要）についてでございます。

サウンディング型の市場調査につきましては、民間事業者との対話を通じまして、管理運営に関します幅広い事業アイデアや事業条件等についてお聞きをいたしました。この結果の概要につきまして、本日、この委員会終了後、市ホームページにおいて公表を予定してございます。

資料につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料の1ページから2ページにつきましては、かすみがうら市児童クラブの概要を記載させていただきます。

資料2ページの3番目、調査のスケジュールを記載させていただきます。2月21日に実施要項の公表を行いまして、3月22日、25日の2日間で3社の個別対話の実施をさせていただきます。そして、本日4月26日に市ホームページにおきまして、調査結果の概要について市民の方々に周知を行います。

続きまして、4番目、サウンディング調査の参加事業者数につきましては、今、申し上げましたとおり3事業者でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資料の5番目、個別対話の結果の概要でございますが、主に3つの内容を聞いてございます。1つ目が現行サービスを向上させるための提案について、2つ目が連携した場合、民間事業者と市の運営における役割・業務の分担について、3つ目が今後、業務委託による運営を行う場合を考慮した場合、運営開始までのスケジュールについて、ヒアリングを行いまして各社から意見、提案をいただいております。公表に際しましては、事業者名はA社、B社、C社と表記をさせていただきます。

まず、A社の意見、提案について概要をご説明いたします。

1つ目の現行サービスを向上させるための提案では、放課後児童クラブのあり方を研究する総合研究所を活用する、質の向上を目的としまして年5回程度研修を行う、学校連携を図るために学校行事へ支援員が参加する。これは学校の式典や授業参観、学校行事への参加により学校の連携を図るということでした。次に、一人一人児童に対応するために学校職員に放課後児童クラブを視察してもらい、また学校、家庭、放課後児童クラブで必要に応じて話し合いを行うということでございます。

2つ目に民間事業者と市の運営における役割・業務分担につきましては、民間といたしまして全国的なネットワークを活用し、人材の確保を行います、児童の健全育成に関する業務、感性育成プログラムとして感じる力を育む活動を実施いたします、トラブル解決のため、専門家で構成されたサポートチームが対応を行い、チームのメンバーにつきましては、臨床心理士、弁護士、医師など多方面からサポートを行うという内容でございました。

次に、B社の意見、提案でございます。

1つ目が現行サービスを向上させるための提案では、クラブごとに防火管理者を置き、年度初めに消防計画を作成し、毎月避難訓練を実施いたします、運動系、ダンス、縄跳びなど、文科系としまして、かるた、手話等の体験プログラムの充実により、飽きることのないメリハリのある活動を実施する、子どもの育ちの連続性を支えるために必要に応じて、市、学校、放課後児童クラブ間での情報共有を図る、家庭と放課後児童クラブ間の連絡ノートにより、保護者との信頼関係を築く、地域団体と連携した体験教室を積極的に取り入れるなどの提案がございました。

次に、民間事業者と市の運営における役割・業務分担につきましては、放課後児童クラブの入所決定につきましては市が行い、その他については請け負いは可能である、多様な媒体を活用し、こちらは人材確保を行います。宣伝広告やインターネット等を活用して人材募集を行い、民間ならではの人材確保を行うという内容でございます。

最後になりますが、C社の意見、提案でございます。

1つ目が現行サービスを向上させるための提案では、毎月責任者会議を開催いたします、年間数日、放課後児童クラブ間で支援員の交換勤務を行い、クラブの均一化を図ります、2つ目といたしまして、民間事業者と市の運営における役割、業務分担では、入所受け付け、決定につきましては、自治体、

市が行う負担金等につきましては、請け負いも可能であるという内容でございました。

続きまして、6番目の個別対話の結果を踏まえた今後の対応についてでございますが、今回の調査におきまして、各事業者の皆様方から施設の効果的な運営に関するさまざまなノウハウやアイデアをお聞きすることができました。今後は、この結果を参考といたしまして、施設の管理運営体制や各提案等の実現の可能性の検討を行うとともに、指定管理者の公募などを実施する場合の公募条件等の整理のほうを進めてまいりたいと思います。

なお、今回の調査では事業者独自のアイデアやノウハウを提案していただきましたが、知的財産の保護に配慮しての公表となりますので、ご了承をいただきたいと思います。

報告については、以上でございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの点につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

この今回のサウンディング型市場調査の実施結果まで来ましたが、今までの経過からすると、この放課後児童クラブと学校教育との連携という話があった。やはり放課後児童クラブと学校との関係を密にしていくために定期的な協議とか、検討の話もあった。もう一つは、この放課後児童クラブを学校教育課に、運営といいますか管理を移行させていく必要があるのではないかという話もこの文教厚生委員会でもあった。そういう経過の中から、この最後に指定管理者の公募を実施するとありますけれども、今までのそういうさまざまな議論の結果の総括の上で、今回の指定管理者の公募というように持っていくとすると、今までの議論に対して、非常に強い指向性を持って行ってしまう内容が、一方であると思う。

そういう前提に立つと、今までのこの文教厚生委員会でも議論してきた、あるいはその要望もあった事項について、一つ一つやはり整理して報告をすべきだと思いますが、いかがですか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

放課後児童クラブとの学校の連携につきましては、昨年11月から教育委員会と連携しまして、小学校の訪問事業を開始しています。下校時に、小学校の先生が放課後児童クラブを訪問していただくことで、小学校での様子が伝わり、または放課後児童クラブでの様子を先生に伝えるということで連携を図っております。

また、所管につきましても、昨年からの話し合いの中で最終的には決定までは至ってはいませんが、協議はしております。今後もその話し合いは進めていきたいと思っています。

あと、本年度からですけれども、放課後児童クラブ検討委員会を立ち上げまして、今後、放課後児童クラブのあり方について協議を進めていきたいと考えています。このメンバーの中には、利用する児童の保護者であったり、放課後児童クラブで勤務をしている支援員なども含めての話し合いになります。その中で民間の力をかりるという手法もあるということでの協議を進めていきたいと考えています。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

4ページの6番、個別対話の結果を踏まえた今後の対応とあります。今後はこの結果を参考とし、施設の管理運営体制や各提案等の実現可能性の検討を行うとともに、指定管理者の公募などを実施する場合の公募条件等の整理を進めてまいりますとありますけれども、今後検討していくということですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今の設楽委員の質問でございますが、学校教育関係者も検討委員会に入りまして、その辺は詰めていく内容でございます。その中でご意見を聞きながら行っていきたいと思っています。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

すみません、続けて3ページをちょっと見ていただきたいです。このサウンディング型市場調査の中で、A社、B社、C社とあり、私、このC社の場合は、1つ項目が少ないということもあり、非常にそぐわないのではないのかという気がしました。B社の中で、特に下から2番目の丸、家庭と児童クラブ間の連絡ノートにより、保護者との信頼関係を築くことは一部やられていると思うけど、やはりその上の、子どもの育ちの連続性を支えるために、必要に応じて、市、学校、児童クラブ間で情報共有を図るとありますが、ここが今後もやはり検討していくべき課題だと思う。この放課後児童クラブと学校教育との連携の問題については、これは取り組んでいく方々の資質だとか努力目標であってはならないと思う。制度として、きちんと高めておく必要がある。これは、いじめだとか子どもが荒れたという件が実際あるわけです。その中で、この連絡ノートがありますけれども、その日に何が起きているのかということが学校教育の中にも伝わっていく。そうしていくためには、連絡ノートは、放課後児童クラブと学校間においても設置しておく必要があると私は思う。

と同時に、この協議については、必要に応じてではなく、例えば毎月1回行うという制度にきちんとして、報告書を提出していく。あるいは情報交換をしていくという制度をしっかりとさせて、放課後児童クラブと学校教育との連続性とその細かな内容、さまざまな子どもの性格だとか、あるいは教育内容、放課後児童クラブとの関係を含めて、丁寧に進めていく必要があると思います。特にサウンディング型市場調査のときにも、学校と放課後児童クラブの連絡ノート、あるいは協議については定期的にやはり行っていくことが必要になってきていると思う。それは、これまでの文教厚生委員会の中でも、たびたび話はさせていただきました。この件については、最後のほうに検討という形で書かれています。その辺については、今後どうされていく予定なのか話していただけますか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

学校と放課後児童クラブ、家庭との連携ということですが、本年度、平成31年度からですが、大塚児童館、児童クラブ専属での学校スーパーバイザーという名称でお願いしています。スーパーバイザーの業務としては、まず放課後児童クラブの巡回訪問、そして必要に応じての学校との連携業務を依頼しています。担当していただくのは、元校長先生2名が対応していただきまして、各児童クラブを月に8日訪問しています。まだ始めたばかりの事業ではありますが、各放課後児童クラブの特徴

などを捉えての指導方法であったり、子どもの発達の段階についての助言などを行っていただいています。

配慮を要する児童などの学校での様子が知りたい場合には、小学校を訪問していただいて、学校の様子を聞いてくるといった事業を開始しました。今後も少し様子を見ながら継続していきたいと考えています。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

このスーパーバイザーの制度というのは、いい制度だと思う。先ほどから話をしていますようにスーパーバイザーとして担当する元校長先生が入って、そして現場と小学校との間の中でさまざまな指導、助言というものを行っていくことがあります。制度的に、やはりそのスーパーバイザーに対する検証も含めて、元校長先生であるといっても、その中でその先生に対してこういう点もという話も必ず出てくるはずです。そういう意味では、スーパーバイザーの方に出席をいただいた定期的な制度として、やはりきっちり制度として情報交換ができる、記録も残して、そして小学校に対しても指導をしていくべきであることも記録として残して、あるいは放課後児童クラブに対しても、こういう点はいい点、こういう点は改善点と、ほかの放課後児童クラブ間の調整においても、助言というものが全学校と全放課後児童クラブに記録として、やはり伝わっていくことが大事だと思う。そういう意味での制度を、先ほどから話をさせていただいています。スーパーバイザー制度を導入し、それを全体の放課後児童クラブと学校教育の中で共有をし、それを定期的に行っていくことが大事と思うのですが、いかがですか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

まだ始まったばかりの事業でありまして、そのような形づくりまではできてはいないのですが、今後としましては、児童館職員とスーパーバイザーによる調整会議は定期的に行う予定です。その実施によりまして、必要な内容については、教育委員会とか、小学校へも伝えていきながら、連携を図っていきたいと考えています。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

まず、スーパーバイザーというお話が出たので、そこだけ少し関連でお聞きしたいです。月に8日間、もちろん元校長先生ということで、よく子どもたちのことも教育環境のこともわかっている方だと思います。

ただ、先ほど設楽委員のお話にもあったように、やはり何かしらの報告書というものは、必ず必要になってくるかと思えます。ただ見に来てもらって、子どもたち楽しそうだな、お茶飲んで来るようでは困ってしまうわけです。いいことはいい、悪いことは悪い、改善できるところは改善するといったものを確かに調整会議は行っていくでしょう。けれども、しっかりとその日巡回ごとに、どのくらいの時間をかけて、どういう子どもたちがいて、どういう状況であったということを、フォーマットを担当課でつくって、報告書、日報的なものでもいいと思います。その辺はしっかりとやっていただきたいとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

報告書につきまして説明が漏れてしまい、申しわけありません。1日に訪問した放課後児童クラブそれぞれ1人ずつ、その児童クラブで見て感じたこと、あとは助言を行ったことの内容について、報告書の提出をしていただいています。

現場で書くもので、ちょっと手書きにはなってしまうのですが、そちらをPDFで読み込みまして、全職員で報告の内容を確認しております。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

それでは、引き続きお願いいたします。

改めて、まずは民間活力導入の可能性を調査するということだと思います。これも設楽委員がおっしゃっていましたが、A社、B社、C社ということで、多種多様なそれぞれのいいところ悪いところは、もちろん民間企業だからセールスポイントがあると思います。改めて、この3社を選定した理由は何かありますか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

公募しまして応募のあった業者が、3社でした。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

改めて、このA社、B社、C社は、名前は伏せるということでしたけれども、その3社の今、民間として自治体にかかわっているような実績状況がもしわかれば、教えていただけますか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

このA社、B社、C社、3社とも、県内での委託業務を請け負っている実績はあります。

○櫻井繁行委員

何方所かわかりますか

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時49分

○中根光男委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質問等は、ございませんでしょうか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

この調査をして、3社がそれぞれ提案されてきています。その中で、スケジュールをこれからしっかりと子ども家庭課のほうで詰めていくことになると思います。民間活力を導入するのかもしれないのか、あとは放課後児童クラブとその保護者の方とのこれからの話し合いも始まるということで、これからいろいろ相談し、連携をしながら始まっていくと思います。ざっくりでもいいので、今後のスケジュール、市の方向性は、いつごろにどのように決まるのか、その辺少し考えがあれば教えていただけますか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

今後のスケジュールとしましては、先ほど申し上げました放課後児童クラブ民間委託を検討するための検討委員会を立ち上げまして、5月ぐらいから会議を行っていきたいと考えています。回数等につきましては、今のところは未定になっています。

民間活力を活用するという場合につきまして、平成32年4月からを目標とする場合ですが、7月ごろまでには、委託など民間活力の導入の決定をしたいと考えています。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

今、説明があったように仮定の話かもしれない、平成32年度の4月からということは、来年4月ということになりますよね。そこを考えた場合には、7月には決定をするということは、もう公募もその間に始まるわけですよね。要は、選定をしなくてはいけないわけですよね。そうすると、すごく時間的になかなか難しいところもあるのかと思います。

あともう一点、今、僕が1つ懸念をしているのは、放課後児童クラブは18カ所にあるわけです。かすみがうら市内に18カ所あって、その放課後児童クラブ毎の独自のいいところも必ずあると思います。それは多分地域性だと思います。かすみがうら市内が全て平らに同じになるということが果たしていいことなのか悪いことなのかということもしっかり検討していかなくてはいけないと思います。やっぱり地域性であったり、その郷土というものも大事にしながら、そこで住み暮らす子どもたちを育てていく、教育をしていくということも非常に、愛郷教育というところで大事だと思います。

だから、やはり民間活力を導入して、それももちろんいいこともあると思いますけれども、全てが全て同じように、システムティックにきれいに平らに公平にというところが、果たしていいことなのか、その辺はやはりかすみがうら市としての独自の教育、これは教育委員会も連携してくると思います。けれども、しっかりそういうところも伝えながら、何が何でも民間に全てをお任せするという形ではなくて、かすみがうら市独自の教育方針をしっかりとお伝えをして民間活力を導入していくというような方向性も一つ探っていただきたいと思います。しっかり検討していただきたいと思います。いかがですか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

今後、開催します放課後児童健全育成事業検討委員会の中でも、そのような内容の協議をしっかりと

検討していきたいと考えています。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんでしょうか。

田谷委員。

○田谷文子委員

ちょっとお伺いします。今、人員不足ということがささやかれていますけれども、そういうこともこの民間活用の部分に入ってくるのですか。

また、平成 34 年に千代田中学校に小学校が統廃合になり、そこに児童クラブができる予定であります。そうすると、この 18 カ所の児童クラブの移動が当然出てくるかと思えますけれども、父兄の皆さんは、近くの児童クラブに預けたいということもあろうと私もそれは察しています。千代田中学校までよりも、例えば七会地区であったら七会小学校のほうがもちろん近いわけです。そういうことも加味して、この民間活用の意味があるということでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

まず、1 点目の人員不足という件ですが、実際、放課後児童支援員は、いつも募集をかけてもなかなか集まらないのが現状です。実際に加配を充てたい放課後児童クラブがあっても、すぐに充てられないということもあります。民間活力の導入可能性に関するサウンディング調査の中で出てきたですけれども、確かに民間の場合ですと全国的なネットワークの活用などがありますので、そのような苦慮はなくなる部分はあるかと思えます。

あと、千代田中学校の統合につきましてですが、今のところ統合小学校の敷地内へ放課後児童クラブを建設する予定ではあります。まだ規模、定員等について、詳しい協議は進んでいませんので、今後話し合っていきたいと考えています。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんでしょうか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

先ほどの日程で、もう一度確認ですけれども、平成 31 年 7 月までに何を決めるのですか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

民間活力の導入をするかしないかの決定です。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 56 分

再 開 午前 10 時 57 分

○中根光男委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

今後のスケジュールにつきまして、あくまでも平成 32 年 4 月に委託を開始する場合のスケジュールとして、ご説明させていただきます。その場合につきましては、平成 31 年 7 月ごろまでには決定するスケジュールになっています。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

来年 4 月を想定する場合には、本年 7 月に導入を決定が必要だという話でしたけれども、私は反対です。どういうことかという、先ほどのレポートについても、どうも保健福祉部の中での話になっています。校長会の報告についても、保健福祉部の中で報告をしてもらう、必要なのは学校との連携ですから。校長会との関係とか、あるいは教育委員会との関係を含めて、学校教育全体の中でこれを整備していくことが、やっぱり先行していく必要があるのではないかとということが一つです。どうも文教厚生委員会の中でも、教育委員会のほうに放課後児童クラブについては所管を移していく必要があるのではないかと話も出ていました。そういう議論が議論として生かされているのかというのは、甚だちょっと疑問です。それが一つ。

それと、先ほどもちょっとありましたけれども、今後、千代田地区においては、義務教育学校ということで、放課後児童クラブについても議論が始まっていくと思います。やはり私もいろいろな人の話を聞きますけれども、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校における放課後児童クラブについては、実態はやっぱり減ってきています。これは、やはり迎えに行くお年寄りとか父兄が不便を感じるころから、子どもたちがそれに左右された形です。バス通学であるから、バスに乗せてもらえば、その後、年寄りが家で面倒見るという理由もあるみたいですね。そういう意味では、もう少しやはり丁寧に、霞ヶ浦地区の統合小学校毎に放課後児童クラブ 1 カ所に集めた総括と、そして今後、千代田中学校区における放課後児童クラブ、これは例えば今までの小学校跡地に放課後児童クラブを設置するというのも一つの形態としては考えられます。あるいは新治地区には既に児童館があります。そういうところをどうしていくのかという課題も、これから学校教育関係の中では具体的な検討課題になってきていると思う。そういうことからすると、この想定される平成 31 年 7 月、来年 4 月というのは、これはやはり拙速過ぎる、もう少しやはり丁寧に、今までの議論を踏まえて検討を加えていく必要があると思います。いかがですか。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

放課後児童クラブについての所管については、昨年度、この委員会の中でも教育委員会部局がいいのか、保健福祉部局がいいのかということで話し合いが数回持たれております。県内の状況を見ましても、福祉部門でやっているところ、教育部門でやっているところ、若干というか現況では福祉部門のところが多いような状況になっております。そんな中、当委員会では、教育委員会で持ったほうが連携の関係でいいのではないかと話で来ましたが、結局は結論が出なかったと思っております。

そんな中で、去年の 11 月から教育長にお願いしまして、学校との連携ということで、小学校の先生が放課後児童クラブを見回ったりという連携が強化されているところであります。今回サウンディング調査を行ったのは、利用者のサービスの充実と質の向上を図るということが、一つの目的でありま

す。所管がどちらかにしろ、利用者のサービス向上を図るには、何が一番いいのかということを進めているところでもあります。所管部署はまた別にして、質の向上を図りながら、連携は連携で、より一層進めていければと思っているところでもあります。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんでしょうか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

質の向上という意味では、学校教育との連携も重要な質の向上。あと支援員に対する認定制度が始まっています。これも質の向上です。どうもそういうところの検討が深掘りされていっていないのではないかと。一方で、質の向上のために、民間のほうに移していくことで、その問題を解決していこうとしているように私は感じるのです。

だから、もう少し今までの議論だとか、この所管部署の問題も含めて、あるいは小学校との連携も含め、あるいは質の向上という意味では支援員の研修制度、あるいは支援員の募集について全国的に採用するから、そういう問題がなくなっていくのではないかとということについては、余りにもちょっと安易過ぎると思います。いかがですか。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

先ほどもちょっと話が出ましたが、支援員の確保の関係であります。支援員が70名前後おりますけれども、研修は年に数回行っております。でも、なかなかその70数名が同じ意識といいますか、レベルに達しないことも実際あります。最低限のサービスを提供するには、民間の活力を導入して、実際、近隣でも多くの自治体で導入しておりますので、民間の活力を使い、よりよいサービスにつなげたいという考えでございます。さきほどから何回も言っていますが、確かに教育委員会、小学校の敷地を使って小学生の面倒を見るわけで、小学校の連携は非常に大事なのはわかります。それをおろそかにするわけではありませんで、そちらもより一層強めていければと考えております。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

今、部長からもお話あったように、要は、これからのスケジュール、協議がすごく大事になってくると思います。民間活力を導入するのかもしれないのかというところが、まず第一点の問題です。するのであれば、やはり公募が必要になってくるでしょうし、かすみがうら市としてどういう方向性で持っていくのかということも大事だと思います。

その質の向上というのは、確かに大事なこともかもしれません。けれども、民間活力を導入したからといって質が向上するのかというところ、逆に落ちてしまうところもあるかもしれません。だから何が何でも民間活力を導入すればいい方向に行くというところも、一回疑問視として持っていたかなければいけないところだと思います。

現に雇用体系に対しては、3社とも現支援員を優先して雇用をしていく提案がありますよね。だから、その支援員たちの、もちろん能力もおのおのあるでしょうし、その支援員たちが、この民間の管理が入ることによってどうなっていくのかということも想定をしていかなければいけないと思います。やはりよく、先ほどから何回もそういう連携という部分ではしっかりやっていただくのはもちろ

んですけども、今後のスケジュールをどういう形で持っていったら、民間活力を導入するのであれば、この次にどういう形に持っていくことは、やはりある程度フローチャートしかり、青写真を描いていただいて、また報告をしっかりといただければと思うのですが、いかがでしょう。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

今後、先ほど言いました検討委員会を立ち上げまして、実際に現場で働いている支援員の方にも入っていただきます。そして、子どもを預けている保護者の代表の方にも入っていただきまして、この民間活力の導入についてまず検討していただいて、導入するかどうか。導入すると決まった場合には、もう一度この3社に限らず、また広く公募をして、これ以外のところからの申し込みもあるかもしれません。聞き取り、プロポーザルを行います。この中から1社決めるという決定ではありません。合格点がありますので、こちらの要望なり、目指すものに合致しない場合には、それが不調に終わる場合も当然あります。そこらは慎重に進めてまいりたいと思います。

○中根光男委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

今、要は立ち上げて、そして皆さんのご意見を聞くと部長はおっしゃいました。そうすると、千代田中学校に統廃合になった場合は、霞ヶ浦地区と同じように、新治小学校とか七会小学校、上佐谷小学校、志筑小学校の放課後児童クラブが廃止になって、千代田中学校に放課後児童クラブが1カ所に集中してできる体制になるのかと私は感じています。そうすると、この預けている子どもたちの親御さんによくお話を聞かれるといいのではないかと思います。やはり遠くなりますと、夕方、日が長いときばかりはありませんし、親御さんもお家の方も健康なときばかりはありません。その辺もよく聞かれて、大事なことです。立ち上げに対して、ご指導していただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

田谷委員のおっしゃる保護者の迎えに、千代田中学校区でしたら七会小学校とか新治小学校とか当然近いので、そちらに迎えに行くのが便利だというのは重々承知しております。学校跡地、建物の利活用につきましては、例えば小学校の放課後児童クラブ、今、子どもが減っている中で1教室、2教室をそのためだけに使うために、今後残していくのかとかいう総合的な判断が必要になってくると思いますので、庁内でそこらは検討していかなくてはならない問題だと思っています。

○中根光男委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

部長のおっしゃるとおり学校の1教室、2教室だけを残して、そしてその残りを民間に活用していただくようなことでは、やはり跡地が有効な再利用になるかどうか危惧するところです。何カ所も置くということも、これも市としてはデメリットになると感じますし、すごく難しい問題だと思います。そういうことからサウンディング市場調査でどうしたらいいのかと、今ここでその議論を聞かせるということですので、真剣に慎重に聞かせていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

今までの討論というのか質疑応答の中で、先ほど部長が話しましたが、民間委託の是非を検討していくということがテーマなのか。先ほどから前提として、質の向上のために何が必要なのかということが先行して検討されるべきだと思います。けれども、どうも民間委託の是非を伺っていくように聞こえます。これ、どっちが先ですか。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

検討委員会の目的としましては、子どもの最善の利益を保障することを目的としております。放課後児童クラブの質の向上及び育成支援を推進することについて広く市民の意見を聞くため、設置するものです。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ということは、部長の見解とちょっと異なりますね。

○中根光男委員長

大塚児童館長 小池陽子君。

○大塚児童館長（小池陽子君）

その中で、民間活力の導入という手法についても検討していきたいと考えています。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

主にこの検討委員会で、質の向上ということで検討される内容について、箇条書きで結構ですから、そういうものを整理したものをちょっと出していただきたいと思います。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時17分

○中根光男委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

今後、立ち上げる放課後児童健全育成事業検討委員会があります。その中で委員会は、次に挙げる事項の検討を行い、その結果を市長に報告するというに要綱の中でなっております。

1つといたしまして、放課後児童クラブの現状及び問題点に関する事項、2つ目としまして、放課後児童クラブの今後のあり方に関する事項等があります。そこらをしっかり検討委員会の中で議論し

まして、その結果を市長に報告して、その中で市の考え方、民間活力を導入するとか一つの手法にありますが、総合的に見てどういうふうに今後持っていくのかを進めていきたいと考えております。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんでしょうか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

検討委員会は、いつ開催されますか。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

第1回目は、5月中に開催を予定しております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと傍聴をさせていただきたいです。日程を決まりましたら、教えていただきたい。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

正式日程が決まりましたら、報告させていただきます。

○中根光男委員長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、執行部の皆様には、退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時25分

○中根光男委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、継続審査となっております請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願を議題といたします。

なお、参考資料につきまして、お手元に配布いたしましたとおりであります。

それでは、お目通し願います。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時28分

○中根光男委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの件につきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ご意見等は、ございませんか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

前回の継続審査のときにもお話をさせていただいたのですが、今回改めて事務局のほうで資料を取り寄せていただいき見させていただくと、やはりこの75歳以上の皆様の医療給付費というところがさらにふえること、そして前回もお話ししましたが、世代間の公平性とか、今回のこの制度を持続可能性というものを確保していくということからも、後期高齢者の方々におおむねの負担はしていただくことはやむを得ないのかと思います。私はこの請願に対しては反対という立場で、まずは意見を言わせていただきたいと思います。

○中根光男委員長

ほかにございませんか。

小倉委員。

○小倉 博委員

私も櫻井委員と同じ意見で、やっぱりこの今の社会情勢を考えても、今、お年寄り、本当に皆さん、5割ぐらい払っている……

あとは今の医療の現実、いろんな情報を聞きますと、やっぱり仕方ないのかなと思います。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

私は、年金とか今の制度を含めて年寄りの負担は引き下げていく必要があるという観点から、2割の引き上げについて、これはやるべきではない。

○中根光男委員長

それでは、ほかにないようですので、これより、討論を行います。

まず、反対討論からお願いします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

それでは、討論ということで、今回のこの請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願に対して、反対討論をさせていただきます。

改めて、ちょっと長くなりますが、お話をさせていただきます。

事務局に取り寄せていただいた資料によると、財政審議会、そして経済財政諮問会議において医療費が毎年増大し、それを支える現役世代の保険料や税負担が重くなっている現状の中、75歳以上の後期高齢者の自己負担を2割引き上げるというのを今、示されているところだと思います。また、団塊の世代が後期高齢者入りすることを鑑み、窓口負担のあり方について検討していくことは避けられないというように私は思っています。さらには2023年には団塊の世代が75歳以上となり、日本国内において約2000万人の方々が75歳以上となることが推定をされています。そのような状況を考えて、さらには政府によれば2025年には約53兆円まで医療給付費がふえるという推測もできています。

このような社会保障費が増大する中で、日本の人口は減少し続けています。そのため、保険制度を

支える労働人口が減り続けていることで、現役世代の負担がふえてしまうという悪循環により、医療制度の崩壊が懸念されているところでございます。

こうしたことを踏まえて、るる申し上げましたが、75歳以上の皆様の医療給付費がさらにふえること、また世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していくという観点からも、まだ2割引き上げということは決まってないというところで、おおむねの負担ということをしていただくことは、やむを得ない、これは相互扶助だと思います。

以上のことから、私はこの請願に対しては反対の立場ということで討論をさせていただきます。

○中根光男委員長

ほかに討論は、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

最初に、この請願の資料、請願第1号のそれ以降の資料は偏った資料だと私は思います。どこでどういうふうにこの資料が出されてきたのか私はわかりませんが、一方でこういう資料を出すのであれば、賛成あるいは反対、両方の資料を出すべきであって、文教厚生委員会の中で一方の意見の資料だけを載せるというのは、これは運営上よろしくない。

そういうことを含めて、この請願している団体の資料とかそういうものがあると思いますけれども、私はその資料を求めると同時に、私の主張については、この2割負担の請願については、賛成すべきだと思います。

○中根光男委員長

ほかに討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

これで、討論を終結いたします。

異議がありますので、起立により採決します。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中根光男委員長

賛成の諸君の起立……賛成の諸君です。賛成だよ。賛成の諸君は起立ということでしょう。

(採決について発言する者あり)

○中根光男委員長

はい、わかりました。私、勘違いしました。

起立少数であります。

よって、請願第1号を採択とすることに決定いたしました。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

よって、請願第1号を不採択とすることに決定いたしました。

次に、市長から依頼のありましたかすみがうら市立放課後児童健全育成事業検討委員会委員の推選についてお願いをします。

なお、任期につきましては、令和2年3月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市立放課後児童健全育成事業検討委員会委員1名の推選をお願いいたします。

す。

ここで、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

田谷委員。

○田谷文子委員長

櫻井委員が、最適だと思います。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

私、立候補します。

○中根光男委員長

それでは、これより調整のため暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時39分

○中根光男委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、櫻井委員を委員に推選する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中根光男委員長

起立多数であります。

よって、櫻井委員を推選することに決定いたしました。

それでは、かすみがうら市立放課後児童健全育成事業検討委員会委員に櫻井繁行委員を推選することで、議長に報告することといたします。

○中根光男委員長

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

調査事項、また協議事項、また委員会研修も含めてですが、時間も大分迫っておりますので、何かございましたら。

委員会研修についても、時期的な問題もありますけれども、また視察研修先も、これは皆さんの意見も、きょう結論は出ないでしょうから。皆さんから研修場所等も提案していただいて、その中から協議して、時期も設定していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

設楽委員。

○設楽健夫委員

今回の請願の書面の資料の出し方についても、私は副委員長ですけれども、一切のそういう相談も何もない。こういう進め方については、やめていただきたい。

○中根光男委員長

それは十分にこれから私も配慮していきたいと思っております。ただ要するに、この近隣市の状況を事務局にお話しして皆さんには配布しませんでしたけど、委員長たる私が、前もって皆さんと情報を共有することが、大事なことだったと反省いたしております。その辺も踏まえて、もっと幅広く状況を把握した上で判断材料としていけるように、今後、副委員長とも相談しながら進めてまいりたいと思

ます。その辺はどうかお許し願いたいと思います。大変申しわけありません。

それでは、ほかにはないので、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時43分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 中 根 光 男